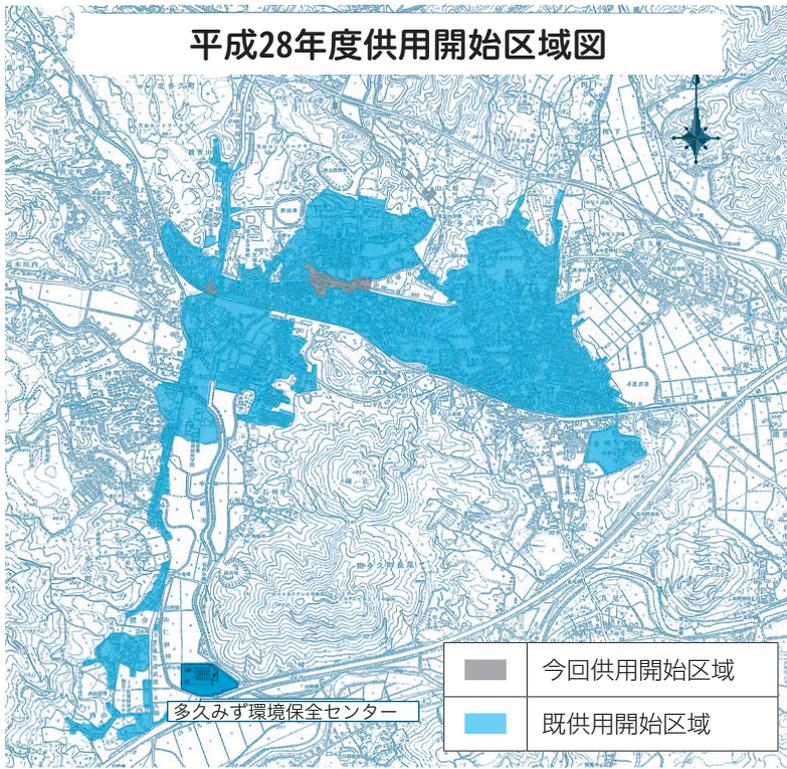


平成28年度 公共下水道整備区域の供用 (下水道の処理)を始めました

今年3月31日から新たに、平成28年度に下水道整備を行った供用開始区域3.3haの下水道への接続が可能となりました。
接続可能区域は、左の区域図で示している北多久町内の筋原地区・山犬原地区・砂原地区・前田地区の一部区域です。当該区域のみならず、3年以内に下水道への接続をお願いします。
また、すでに供用を開始している区域で未接続の人も、接続をお願いします。



※下水道への接続工事は多久市排水設備指定工事店以外の業者による施工はできませんので、ご注意ください。

問い合わせ 都市計画課 下水道係 (東庁舎2階) ☎75-2179

戦没者等のご遺族のみなさんへ

第10回特別弔慰金の請求を受け付けています

平成30年4月2日に受付終了しますので、早めの手続きをお願いします。

平成27年4月1日で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

- 支給対象者
- 1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2. 戦没者等の子
- 3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
- 請求窓口 福祉課地域福祉係

問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

ご存知ですか？ あなたの身近な相談相手

「民生委員・児童委員、主任児童委員」

民生委員制度は平成29年に100周年を迎えます。

民生委員は地域のみなさんが、暮らしの中で困ったり、悩んだりしていることの相談や解決に向けてのお手伝いをしています。子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、地区担当の民生委員・児童委員にお気軽に声をかけてください。また、主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。相談内容などの情報は必ず守ります。

委員は、厚生労働大臣に委嘱されて活動しています。

民生委員・児童委員活動の3つの原則

1. 住民性の原則
自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行います。
2. 継続性の原則
福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。
3. 包括・総合性の原則
個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行います。

問い合わせ 多久市民生委員児童委員連絡協議会事務局 (多久市社会福祉協議会内) ☎75-3593